

佐賀労働基準監督署NEWS



労働災害が増加していることから、管内の主要産業である物流業において、署長による安全パトロールを行いました。



パトロールを行う貞木署長と山下社長

【実施日】

令和6年12月4日（水）

【パトロール先】

鳥栖倉庫株式会社

商工団地事業所（鳥栖市）

- ・代表取締役 山下幹夫
- ・荷物の受入れ、保管、仕分け、出荷など総合物流サービス事業

物流業では、フォークリフトとの接触、トラックの荷台からの墜落などによる重篤な災害だけでなく、重量物の取り扱いによる腰痛や転倒など様々な危険有害リスクがありますので、対策を講じて安全な職場環境づくりが必要です。



昇降設備の設置とヘルメットの着用を確認



LEDラインライトで周囲に注意喚起

パトロールでは、安全通路の確保などの労働災害防止への取組状況について点検・確認を行いました。

パトロール終了後の講評では、フォークリフトなどの荷役運搬機械との接触、墜落・転落、転倒などの災害防止対策をさらに充実させていただきようお願いするとともに、トラックの荷待ち時間の減少への取組についても協力を要請しました。

佐賀労働基準監督署からのお願い

佐賀労働基準監督署管内の製造業において死亡労働災害の発生が続いております。

- 1 有害物との接触 (R5・化学工業)
被災者は、トルエンとゴムを混ぜて塗料を製造する溶解機のタンク内(容量700リットル)に、直結式小型防毒マスクを着用して原材料投入口から入り、有機溶剤中毒に至ったもの(災害発生時タンク内は空になっていた。)
- 2 フォークリフトからの激突され (R5・食料品製造業)
農家が持ち込むフレコンバックに入った米の入荷作業において、被災者はフレコンバックをフォークリフトのつめにかける作業などをしていたが、後退してきたフォークリフトに激突されてその下敷きになったもの。
- 3 昇降機での挟まれ (R6・化学工業)
被災者は、工場内で一人で電動ホイスต์につり下げた鉄製の搬器をガイドレールに沿って昇降させる装置を使用し、生産機械の部品を1階に下ろす作業をしていたが、搬器上部フレームと昇降路に接する2階の床面に頭部を挟まれた状態で発見されたもの。
- 4 機械への巻き込まれ (R6・電気機械器具製造業)
被災者は、ボールミル内に水を入れて運転させながら硬質ボールの洗浄作業を行っていたが、ボールミルとボールミルの架台の間に下半身を挟まれた状態で発見されたもの。

次のことに取り組み、安全で衛生的な職場環境の確立・維持を図りましょう。

- 1 運転中の機械に巻き込まれるおそれがある危険な箇所・走行中の車両と接触するおそれのある場所・有害物を入れたことがあるなど労働者の健康を害するおそれがある場所には、覆いや囲いなどを設け、労働者が近付いたり、立ち入ることができないようにしましょう。
- 2 機械の清掃、点検、調整などの作業の際は機械の運転を停止させることを徹底するとともに、機械の運転が停止していないと覆いや扉などが開かない仕様(インターロック機構の採用)への変更を図りましょう。
- 3 法令で定める規格を満たさない機械は設置・使用しないようにしましょう。また、安全装置は無効化できるような仕様にしないようにしましょう。
- 4 有害な作業環境下で作業をする場合は、有害物の濃度に応じた適正な呼吸用保護具を着用するとともに、有効に使用できる時間を守りましょう。
- 5 定常作業だけでなく、非定常作業についても漏れなく把握してリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置(人に依存する対策ではリスクを下げないことが原則です。)を講じた上で作業を行わせましょう。
- 6 一人作業を禁止しましょう(やむを得ず一人作業となる場合は非常時を知らせる機器を身に付けさせるなどの対策を講じましょう。)
- 7 労働者の経験、職務に応じた安全衛生教育を定期的実施しましょう。



お問い合わせ先



佐賀労働基準監督署 安全衛生課

TEL:0952-38-5411 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

